

目 次 (一)

一	國家總動員法 (昭和一三年四月一日公布)	一
二	國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (三五五四)	一四
三	工場事業場管理令 (一三、五四)	一四
四	國家總動員審議會官制 (一三、五四)	一九
五	總動員補償委員會規程 (一三、五四)	二〇
六	學校卒業者使用制限令 (一三、八二四)	二二
七	醫療關係者職業能力申告令 (一三、八二四)	二四
八	學校卒業者使用制限令施行規則 (一三、八二六)	三〇
九	學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定 (一三、八二六)	四〇
〇	學校指定 ()	四六
一	醫療關係者職業能力申告令施行規則 (一三、九五)	四九
二	醫療關係者職業能力申告等ニ關スル事務取取手續 (三九五)	〇一
三	國民職業能力申告令 (一四、一七)	〇五
四	國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定 (一四、一八)	一三
五	國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定 ()	一三〇
六	國民職業能力申告令第二條第四號ノ養成施設 ()	一三二
七	國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許指定 (二四、一八)	一三六
八	國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許指定 (二四、一八)	一三七

九	國民職業能力申告令施行規則 (一四二一八)	一三八
〇	國民登錄事務取扱規程 (一四二一八)	二一四
一	船員職業能力申告令 (一四二三〇)	二二三
二	施行規則 (一四二三〇)	二二八
三	獸醫師職業能力申告令 (一四二四)	二四〇
四	施行規則 (一四二四)	二四五
五	獸醫師職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續 (二四三、四)	二五七
六	國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件 (一四二一八)	二六〇
七	國民職業能力申告令第十四條ノ官廳指定 (一四二二八)	二六三
八	從業者雇入制限令 (一四三三一)	二六六
九	工場就業時間制限令	二六九
〇	賃金統制令 (一四三三一)	二七二
一	賃金委員會官制 (一四三三一)	二七五
二	學校技能者養成令 (一四三三一)	二七八
三	工場事業場技能者養成令 (一四三三一)	二八七
四	會社利益配當及資金融通令 (一四四一)	二八六
五	施行細則 (一四四一)	二九三

三六	工場事業場技能者養成令施行細則(一四四四)	三〇三
三七	ルル養成工タルヘキ者ノ資格ニ關スル件(一四四四)	三二二
三八	工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定(一四四四)	三二二
三九	施行規則第四條第一項ノ比率ヲ	
	昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スヘキ養成工ニ付定ムルノ件	
	(一四四四)	三二四
四〇	利益配當審査委員會官制(一四四一〇)	三二六
四一	従業者雇入制限令施行規則(一四四一〇)	三二八
四二	賃金統制令施行規則(一四四一〇)	三三八
四三	従業者雇入制限令第一條第一號ノ職業指定(一四四一〇)	三四六
四四	第一條第二號ノ學校卒業業者指定(一四四一〇)	三五八
四五	賃金統制令第二條第一號ノ事業指定(一四四一〇)	三六二
四六	稅務署長ヲシテ會社利益配當及賃金融通令ニ依ル事務ノ	
	一部ヲ掌ラシムルノ件(一四四一二)	三六三
四七	工場就業時間制限令施行規則(一四四一九)	三六四
四八	第二條ノ事業指定(一四四一九)	三六九
四九	會社利益配當及賃金融通令施行細則ニ依リ提出スヘキ報	
	告書ノ代用ニ關スル件(一四四二一)	三七〇

五〇	資金融通審査委員官制 (一四五二)	三七一
五一	會社利益配當及資金融通令施行細則ニ依リ提出スヘキ報告書ノ代用ニ歸スル件 (一四五九)	三七三
五二	學校卒業者使用制限令施行規則中改正 (一四五二四)	三七四
五三	昭和十三年八月厚生省告示第百十九號 (學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定) 中改正 (一四五二四)	三九七
五四	昭和十三年八月厚生省告示第百二十號 (學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定) 中改正 (一四五二四)	三九八
五五	工場事業場技能者養成委員官制 (一四五二九)	四〇〇
五六	會社利益配當及資金融通令施行細則ニ依リ提出スヘキ報告書ノ代用ニ歸スル件 (一四五三一)	四〇二